

# 「次世代の学校・地域」創生プラン

～中教審 3 答申の実現に向けて～

平成28年1月25日  
文部科学大臣決定

答申③←教育再生実行会議第7次提言

## 教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた  
不断の資質向上

### 現職研修改革

- ベテラン段階
  - ・管理職研修の充実
  - ・マネジメント力強化
- 中堅段階
  - ・ミドルリーダー育成
  - ・免許更新講習の充実
- 1～数年目
  - ・チーム研修等の実施
  - ・英語・ICT等の課題へ対応

### 採用段階の改革

- ・採用試験の共同作成
- ・特別免許状の活用

### 養成段階の改革

- ・インターンシップの導入  
学校現場や教職を早期に体験
- ・教職課程の質向上

教員育成指標

育成指標策定指針

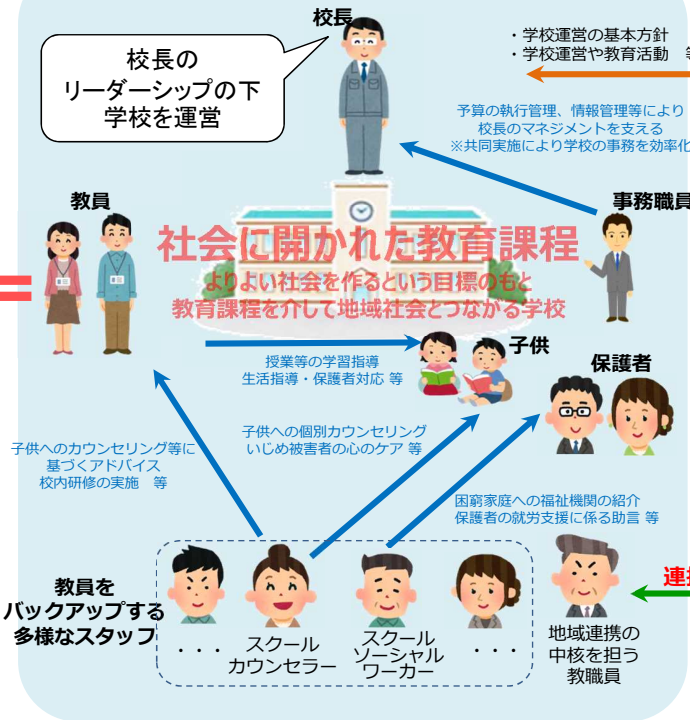
←都道府県が策定

←国が大綱的に提示

要・法改正：免許法、教員センター法、教特法

答申②←教育再生実行会議第7次提言

## 学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)



要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

答申①←教育再生実行会議第6次提言

## 地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)

### コミュニティ・スクール

- 学校運営協議会
- ・校長のリーダーシップを応援
- ・地域のニーズに応える学校づくり

要・法改正：地方教育行政法

### 地域学校協働本部

- 保護者・地域住民・企業・NPO等
- 地域の人々が学校と連携・協働して、  
子供の成長を支え、地域を創生

### 学校を核とした地域の創生 次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

連携・協働

地域コーディネーター

「地域学校協働活動」の推進  
・郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり  
・放課後子供教室・家庭教育支援活動 等

要・法改正：社会教育法

## 「次世代の学校」の創生に必要な教職員定数の戦略的充実

## 子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

68

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について  
(平成27年12月21日中央教育審議会答申)(1/2)

### 背景

- 教育課程・授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応
- 英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- 「チーム学校」の実現

- 社会環境の急速な変化
- 学校を取り巻く環境変化
  - ・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害
  - ・学校教育課題の多様化・複雑化

### 主な課題

#### 【研修】

- 教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難
- 自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要
- アクティブ・ラーニング型研修への転換が必要
- 初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要

#### 【採用】

- 優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要
- 採用選考試験への支援策が必要
- 採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要

#### 【養成】

- 「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要
- 学校現場や教職に関する実際に体験させる機会の充実が必要
- 教職課程の質の保証・向上が必要
- 教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要

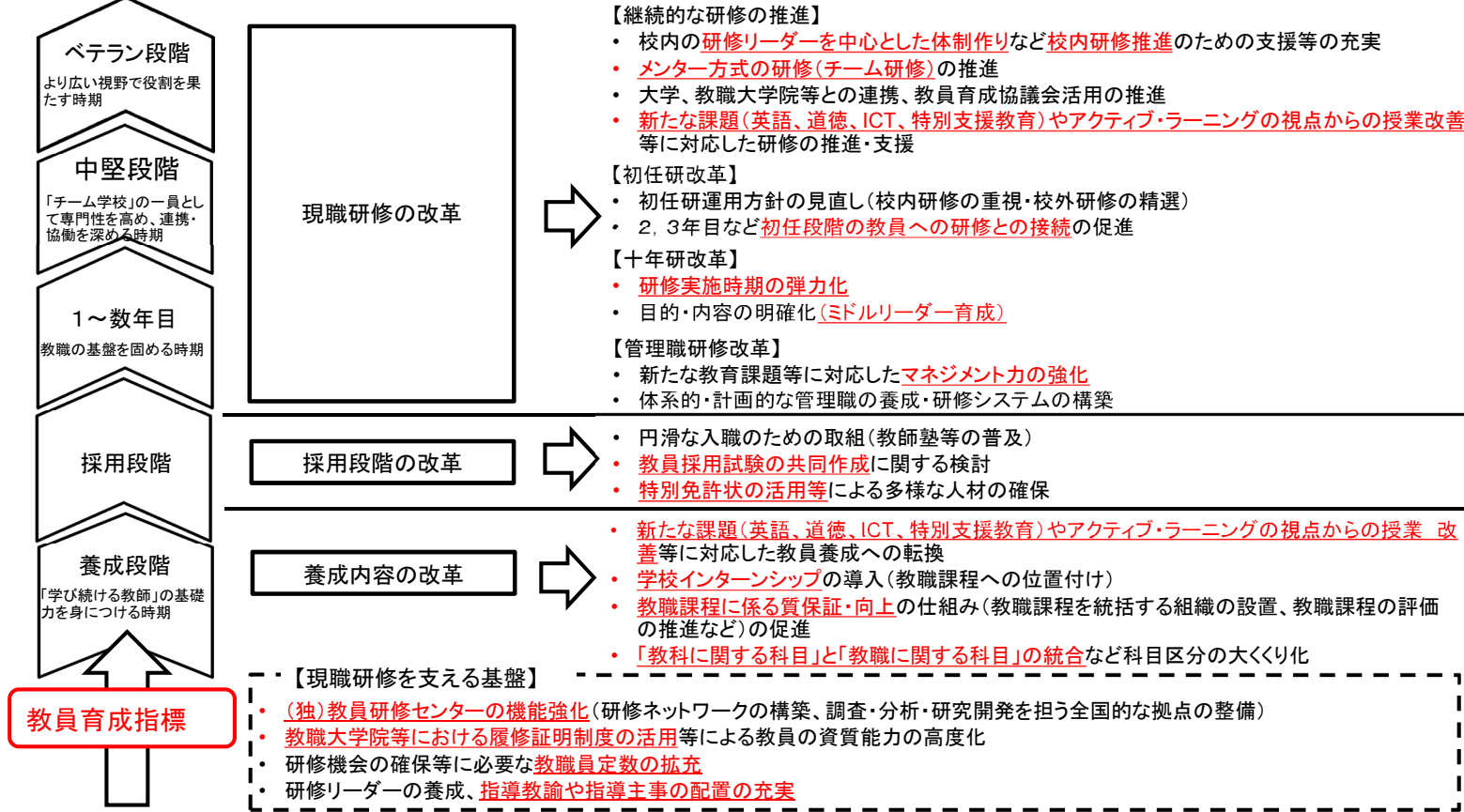
#### 【全般的事項】

- 大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要
- 新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要

- 【免許】○義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について  
(平成27年12月21日中央教育審議会答申)(2/2)

○ 養成・採用・研修を通じた方策～「教員は学校で育つ」との考えの下、教員の学びを支援～



○ 学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

- 教育委員会と大学等との協議・調整のための体制(教員育成協議会)の構築
  - 教育委員会と大学等の協働による教員育成指標、研修計画の全国的整備
- 70・グローバル化や新たな教育課題などを踏まえ、国が大綱的に教員育成指標の策定指針を提示、教職課程コアカリキュラムを関係者が共同で作成

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）の概要①

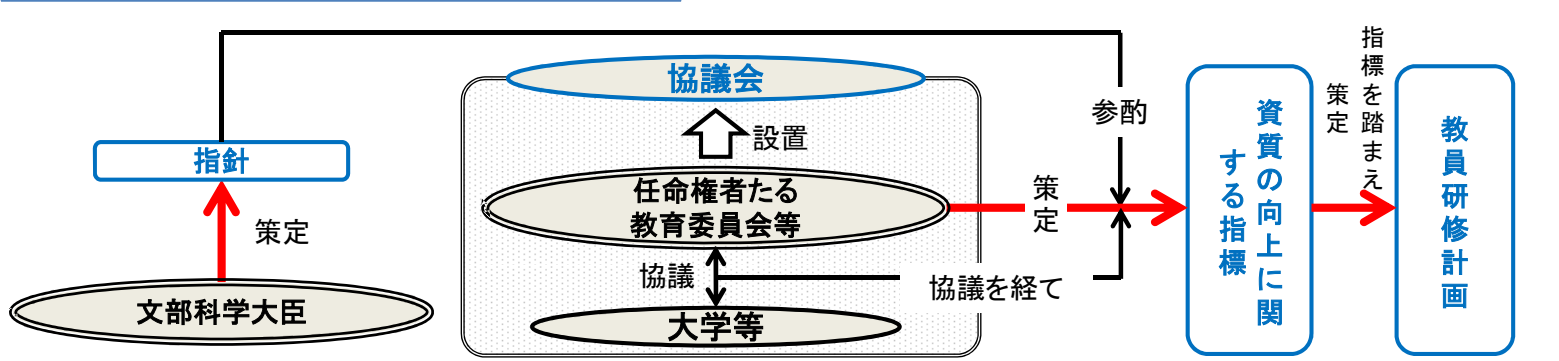
趣 旨

大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。

1. 教育公務員特例法の一部改正

- (1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備
- 文部科学大臣は、以下に述べる教員の資質の向上に関する指標を定めるための必要な指針を策定する。
  - 教員等の任命権者は、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画を定めるものとする。
- (2) 十年経験者研修の見直し
- 十年経験者研修を中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化を図るとともに、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修とする。

新たなスキーム(イメージ)



## 2. 教育職員免許法の一部改正

普通免許状の授与における大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し、外国語の小学校特別免許状を創設する。

## 3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

業務に、教職員その他の学校教育関係職員に**必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及、任命権者が指標を定めようとする際の助言**並びに教員免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する（文部科学省からの業務移管）とともに、その名称を「**独立行政法人教職員支援機構**」に改める。

## 4. 施行期日

平成29年4月1日（ただし、2. については平成31年4月1日（一部については公布日又は平成30年4月1日）、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日）

72

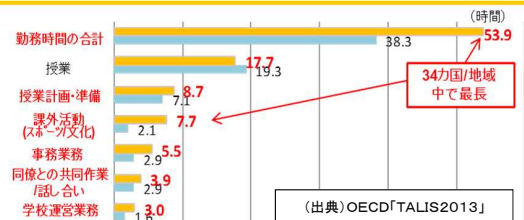
## チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申） 概要

学校において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのために、「チームとしての学校」が求められている。

### 1. 「チームとしての学校」が求められる背景

#### (1) 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備

- 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、「**社会に開かれた教育課程**」を実現することが必要。
- そのためには、「**アクティブ・ラーニング**」の視点を踏まえた指導方法の不断の見直しによる授業改善や「**カリキュラム・マネジメント**」を通じた組織運営の改善のための組織体制の整備が必要。

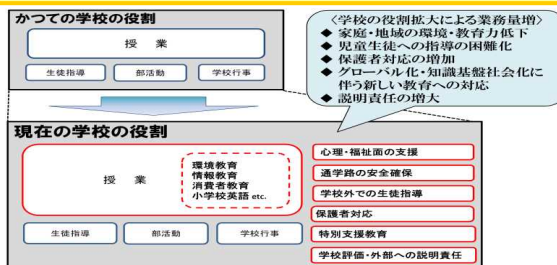


#### (3) 子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

- 我が国の教員は、**学習指導、生徒指導、部活動等、幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導している。**
- 我が国の学校は、欧米諸国と比較して、教員以外の**専門スタッフの配置が少ない。**
- 我が国の教員は、国際的に見て、勤務時間が長い。

#### (2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

- いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、**学校の抱える課題が複雑化・多様化。**
- 貧困問題への対応など、**学校に求められる役割が拡大。**
- 課題の複雑化・多様化に伴い、**心理や福祉等の専門性**が求められている。



### 2. 「チームとしての学校」の在り方

#### (1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の**3つの視点に沿って検討を行い、学校のマネジメントモデルの転換を図っていく**ことが必要である。

#### (2) 「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

学校と家庭、地域との連携・協働によって、**共に子供の成長を支えていく体制を作る**ことで、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようになることが重要である。また、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、**生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいく**必要がある。

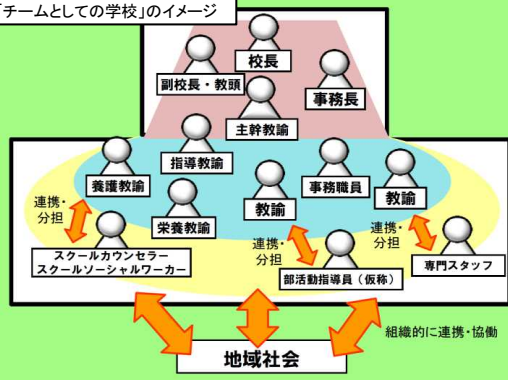
#### (3) 国立学校や私立学校における「チームとしての学校」

国立学校、私立学校については、その**位置付けや校種の違いなどに配慮して、各学校の取組に対する必要な支援を行う**ことが重要である。



### 3.「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

「チームとしての学校」のイメージ



#### (1) 専門性に基づくチーム体制の構築

教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようにするため、指導体制の充実を行う。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として法令に位置付け、職務内容等を明確化すること等により、質の確保と配置の充実を進める。

##### ①教職員の指導体制の充実

- アクティブラーニングの視点からの授業改善やいじめ、特別支援教育、帰国・外国人児童生徒等の増加、子供の貧困等に対応した必要な教職員定数の拡充
- 指導教諭の配置促進等による指導体制の充実

##### ③地域との連携体制の整備

- 地域との連携を推進するため、地域連携担当教職員(仮称)を法令上明確化

##### ②教員以外の専門スタッフの参画

- 心理や福祉に関する専門スタッフの学校における位置付けを明確にし、配置充実につなげるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け
- 学校図書館の利活用の促進のため、学校司書の配置を充実
- 教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる職員として、部活動指導員(仮称)を法令に位置付け
- 医療的ケアが必要な児童生徒の増加に対応するため、医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

#### (2) 学校のマネジメント機能の強化

専門性に基づく「チームとしての学校」を機能させるため、優秀な管理職を確保するための取組や、主幹教諭の配置促進、事務機能の強化などにより、校長のリーダーシップ機能を強化し、これまで以上に学校のマネジメント体制を強化する。

##### ①管理職の適材確保

- 教職大学院等への派遣や、主幹教諭等を経験させることによる、管理職の計画的な養成
- マネジメント能力を身に付けさせるための管理職研修を充実させるためのプログラムの開発

##### ②主幹教諭制度の充実

- 管理職の補佐体制の充実のため、加配措置の拡充による主幹教諭の配置の促進
- 主幹教諭の活用方策等の全国的な展開のため、具体的な取り組み事例に基づく実践的な研修プログラムを開発

##### ③事務体制の強化

- 事務職員について、管理職を補佐して学校運営に関わる職として、学校教育法上の職務規定を見直し
- 学校の事務機能強化を推進するため、事務の共同実施組織について、法令上明確化

#### (3) 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするため、人材育成の充実や業務改善等の取組を進める。

##### ①人材育成の推進

- 教職員の意欲を引き出すため、人事評価の結果を任用・給与などの処遇や研修に適切に反映
- 教職員間や専門スタッフとの協働を促進するため、文部科学大臣優秀教職員表彰において、学校単位等の取組を表彰

##### ②業務環境の改善

- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を活用した研修を実施
- 教職員が健康を維持して教育に携わることができるよう、ストレスチェック制度の活用など、教職員のメンタルヘルス対策を推進

##### ③教育委員会等による学校への支援の充実

- 学校の指導方法の改善等を支援するため、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置を充実
- 弁護士等による、不当な要望等への「問題解決支援チーム」を教育委員会が設置することへの支援

74

## 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた 学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について(中教審答申)の概要

(H27.12.21)

### 背景

- 地域の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が指摘されており、**地域の教育力の充実**が必要
- 学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教職員のみならず**社会総掛かりで対応**する必要
- これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤構築等の観点から、**学校と地域がパートナーとして連携・協働**するための**組織的・継続的な仕組み**が必要

### 主な課題

#### 【コミュニティ・スクール】

- 現在2,389校(約6%)にとどまっており、**更なる推進の加速**が必要
- 元々、学校のガバナンス強化を目的に導入された制度であるが、**学校を応援する存在**とする必要
- 学校運営の責任者である**校長のリーダーシップ**をより一層発揮させる必要
- 教職員の任用に関する意見によって、人事が混乱するのではとの**懸念を払拭**する必要

#### 【地域における学校との協働体制】

- 子供を育て、地域を創るため**地域の教育力を向上し、持続可能な地域社会**を創ることが必要
- 地域と学校が連携・協働して、**地域全体で子供たちの成長を支える活動の全国的な推進**が必要
- 従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を**総合化・ネットワーク化**することが必要
- 地域住民や学校との連絡調整等を担う**コーディネート機能の強化**が必要

#### 【両者の一体的推進】

- 両者の体制が、相互に補完し高め合う存在として、**両輪となって相乗効果を発揮**していくことが必要
- 学校や地域の実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要

75

# 今後の地域における学校との協働体制の在り方について(中教審答申のポイント)

教育再生実行会議第6次提言(平成27年3月)

地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策の推進が必要

中央教育審議会答申(平成27年12月)

従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を基盤に、「**地域学校協働本部**」を全ての地域に整備し、地域全体で学び合い未来を担う子供たちの成長を支える活動(**地域学校協働活動**)を推進する。

| 体制の改善                   | 現状・課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 提言内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①「 <b>地域学校協働活動</b> 」の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化、地域の教育力の低下、学校が抱える課題は複雑化・困難化に対応し、<b>社会総掛かり</b>での教育の実現を図る必要がある。</li> <li>・これまでの学校支援地域本部や放課後子供教室等の取組を通じ、学校と地域の関係構築につながるなど、<b>一定の成果は評価</b>。</li> <li>・一方、学校支援活動や放課後子供教室、土曜日の教育活動等の<b>活動間の連携が十分でない等の課題あり</b>。</li> <li>・地域住民が学校のパートナーとしてより主体的に参画し、<b>地域と学校との関係を新たな関係(連携・協働)に発展させることが必要</b>。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域と学校が<b>連携・協働</b>して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、<b>地域を創生</b>する活動を「<b>地域学校協働活動</b>」として積極的に<b>推進</b>。</li> <li>◆ 「支援」から「<b>連携・協働</b>」、個別の活動から「<b>総合化・ネットワーク化</b>」を目指す新たな体制としての「<b>地域学校協働本部</b>」を<b>全国的に整備</b></li> <li>➡ 教育委員会による<b>地域学校協働活動推進のための体制整備</b>について<b>法令上明確化</b></li> </ul> |
| ② <b>コーディネーター機能</b> の強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と地域のコーディネーターの下で、<b>特定の個人に依存するなど持続可能な体制ではない等の課題あり</b>。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「<b>地域コーディネーター</b>」(地域住民や学校との連絡調整を実施)及び「<b>統括的なコーディネーター</b>」(複数のコーディネーターとの連絡調整等を実施)の<b>配置や機能強化</b>(持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等)を<b>推進</b>。</li> </ul>                                                                                                                            |

(※) この他、地域学校協働活動の推進に向けた財政支援、普及啓発、事例集作成等の方策について提言。

76

# 今後のコミュニティ・スクールの在り方について(中教審答申のポイント)

教育再生実行会議第6次提言(平成27年3月)

コミュニティ・スクールの**仕組みの必置**の検討

中央教育審議会答申(平成27年12月)

以下の制度面・運用面の改善とあわせ、教育委員会に学校運営協議会の**設置の努力義務**を課すといった総合的な方策により、コミュニティ・スクールを推進することを提言。

| 制度面の改善                 | 現状                                                                                                                      | 提言内容(見直しの方向性)                                                                                                                                                           |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① <b>学校を応援する役割の明確化</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定。</li> <li>・委員は、<b>地域住民や保護者一般</b>が規定されているのみ。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➡ 協議会の役割として、学校運営に加えて<b>学校支援</b>の企画・立案を行える仕組みに。</li> <li>・学校支援活動に携わる者(<b>地域コーディネーター</b>等)の<b>委員としての参画</b>を促進。</li> </ul>          |
| ② <b>校長のリーダーシップ発揮</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員は教育委員会の任命とされ、校長の関与は特段規定なし。</li> </ul>                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>➡ 委員の任命に当たり、<b>校長が意見申出</b>を行えることとし、<b>校長がリーダーシップを発揮</b>できる仕組みに。</li> </ul>                                                       |
| ③ <b>任用に関する意見の柔軟化</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、<b>特段の規律なし</b>。</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>➡ コミュニティ・スクール導入の積極的な検討を促す観点から、<b>柔軟な運用</b>(※)を<b>確保</b>。</li> <li>(※) 柔軟な運用例：個人を特定しない形での意見に限定(「部活動経験が豊富な教員を配置して欲しい」等)</li> </ul> |
| ④ <b>複数校設置を可能に</b>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校ごとに協議会を設置することとされ、複数校の協議会の委員の併任等で対応。</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>➡ 小中一貫教育等の<b>学校間の円滑な接続</b>を図る観点から、<b>複数校について一の協議会設置</b>を可能とする仕組みに。</li> </ul>                                                    |

(※) この他、コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面での負担を軽減するための方策等について提言。

77



## 現在の学校指導体制

- 教員が、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行う「日本型学校教育」は、国際的にも高く評価される大きな成果。
- 世界トップレベルの学力を維持する一方、根拠・理由を示して自分の考えを述べることに課題。
- 義務標準法に基づく、主に標準的な授業時数に応じた算定による教職員配置。

+

## 更なる対応が必要な課題

- グローバル化の進展、人工知能(AI)の飛躍的進化など、社会の加速度的な変化を受け止め、将来の予測が難しい社会の中でも、伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来を作り出していくための必要な資質・能力を子供たちに確実に育む学校教育が必要
- 格差の再生産・固定化
- 特別支援教育の対象となる子供の増加への対応、インクルーシブ教育システムの構築
- いじめ、児童生徒の暴力行為、不登校、児童虐待など、児童生徒を取り巻く諸課題の複雑化・多様化
- 外国人児童生徒等の増加
- 過疎化の進行
- 地域社会の支え合いの希薄化
- 家庭の孤立化

## 次世代の学校

今まで以上に、子供たちに向き合う時間を確保し、質の高い授業や、個に応じた重点的な学習指導によりこれからの時代に必要な資質・能力を保障

特別な配慮を必要とする子供たちの自立と社会参加を目指し、多様な子供たち一人一人の状況に応じ、それぞれが持つ能力を最大限に伸長

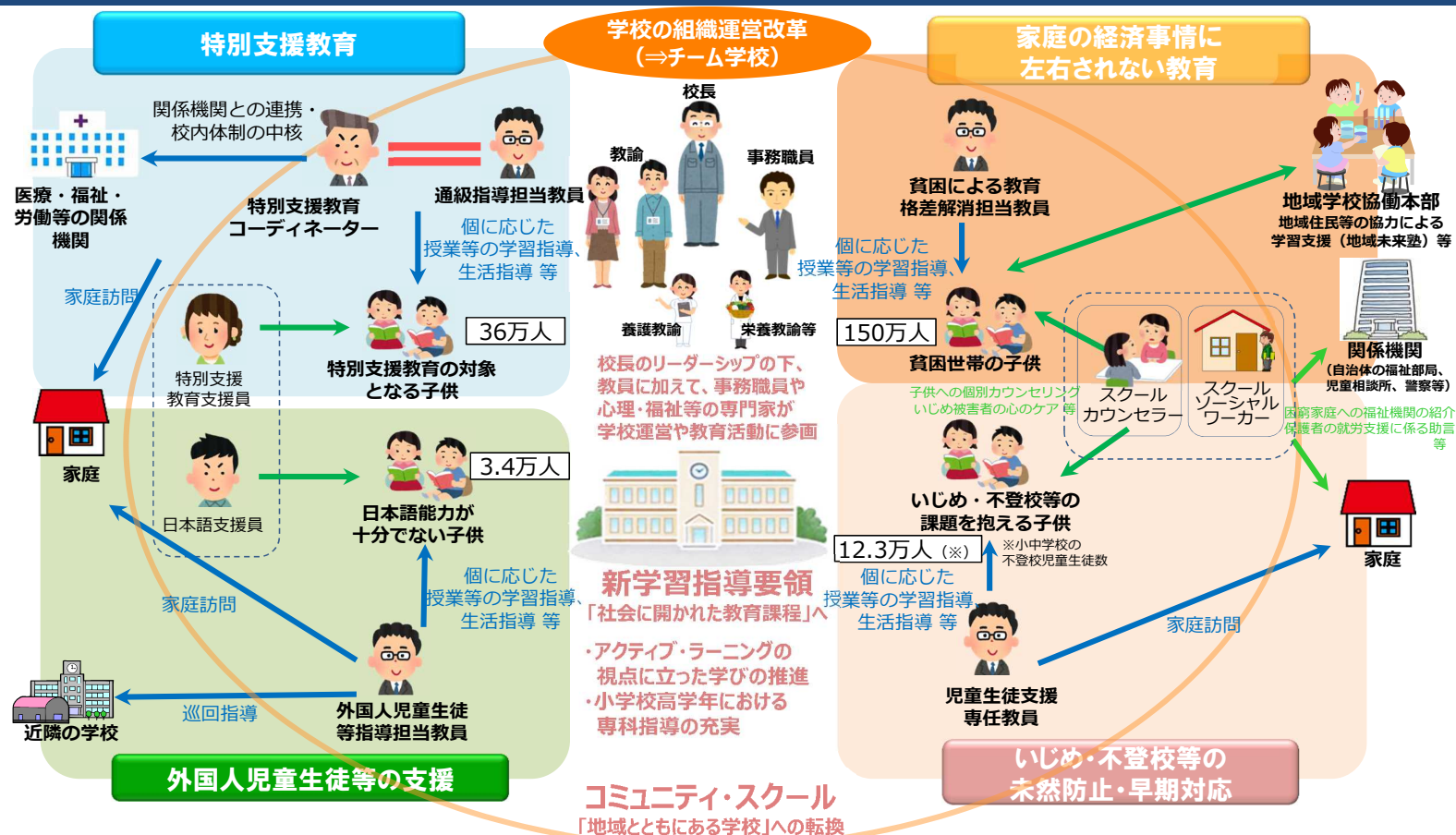
「地域とともにある学校」への転換を図り、学校と地域の連携・協働による社会総がかりの教育を実現

## 学校指導体制の改善・充実

- 「次世代の学校」の創生に必要な教職員定数の充実
- 「経済・財政再生計画」を踏まえ、少子化の進展、学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ、実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえ、10年程度を見通した、「予算の裏付けのある教職員定数の中期見通し」を策定（「次世代の学校」指導体制実現構想（仮称））、義務標準法の改正

78

## 次世代の学校指導体制の在り方について ～イメージ図～



「次世代の学校・地域」創生プランを実現

すべての子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」の実現

- 学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、**教員の長時間労働の実態**が明らかに。平成28年6月13日  
 ○これからの時代を支える創造力をはぐくむ教育へ転換し、複雑化・困難化した課題に対応できる「**次世代の学校**」を実現するため、**教員が誇りや情熱をもって使命と職責を遂行できる環境**へ。  
 ○**教員の長時間労働の状況を改善し、教員が子供と向き合う時間を確保**するための改善方策を提案。

## 1. 教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する

学校や教員の業務の見直しを推進し、教員が担うべき業務に専念できる環境整備を推進業務改善と学校指導体制の整備を、両輪として一体的に推進

### 業務改善

- ◆**教員の行う業務の明確化**
  - ・事務職員の職務内容の見直し
  - ・業務アシスタント（仮称）の検討
  - ・民間ノウハウの活用促進
- ◆**給食費等徴収管理業務からの解放**
- ◆**統合型校務支援システムの整備**

両輪として  
一体的に推進

### 学校指導体制の整備

教育課題に対応した教職員定数  
S C、S S Wの配置拡充  
マネジメントを担う事務職員等の定数改善

重点課題

※次世代の学校指導体制 T F に沿って着実に推進

## 2. 部活動の負担を大胆に軽減する

生徒の多様な体験の充実、健全な成長の促進の観点からも、部活動の適正化が必要

**休養日の明確な設定等を通じた運営の適正化等を促進**

- ◆**毎年度の調査\***を活用し、各中学校の休養日の設定状況を把握し改善を徹底
- ◆**総合的な実態調査、スポーツ医科学等の観点からの練習時間や休養日等の調査研究**
- ◆**運動部活動に関する総合的なガイドラインの策定**
- ◆**中体連等の大会規定の見直し**
- ◆**部活動指導員（仮称）の制度化・配置促進等**

\*全国体力・運動能力、運動習慣等調査

## 3. 長時間労働という働き方を改善する

業務改善を断行するためには、**働き方そのものの価値観の転換**が必要

国、教育委員会、学校の**パッケージの取組（明確な目標設定と、適切なフォローアップ・支援）**により、実効性を確保

**長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくり**

- ◆**勤務時間管理の適正化**（G P 発信、長時間労働是正のための周知・啓発キャンペーンの実施）
- ◆**教員の意識改革**（（独）教員研修センターの管理職等研修の見直し）
- ◆**メンタルヘルス対策の推進**



明確な目標の設定・周知、学校サポート、フォローアップを行い、学校組織全体としての業務改善のPDCAサイクルの確立を促進

## 4. 国・教育委員会の支援体制を強化する

- ◆**省内に「学校環境改善対策室」（仮称）を設置、業務改善アドバイザーを配置し自治体等に派遣**

80

## これからの学校図書館の整備充実について（報告）の概要

平成28年10月 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議

### 検討の背景

- これからの学校図書館の役割を踏まえ、学校図書館の運営に係る基本的な視点を整理する必要
- 学校図書館法の一部改正法（平成26年6月）の附則において、学校司書としての資格・養成の在り方等について検討を行う旨の規定

### 1. 基本的な考え方

- これからの学校図書館は、読書活動における利活用に加え、授業における様々な学習における利活用を通じて、**子供たちの言語能力、情報活用能力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割**が重要
- 学校図書館に期待されている役割を果たすために、**図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力の向上**の双方が重要

### 2. 現状における課題

- 小学校における外国語教育、特別支援教育や外国人児童生徒に対する対応、主権者教育の推進など**新たなニーズに応えられる図書館資料の整備が課題**
- 社会の変化や学問の進展により誤った情報を記載している図書がそのまま置かれていたりする状況も一部にあり、**図書館資料の適切な廃棄・更新を行うことが課題**
- **学校司書**が保有する資格や知識・技能等の状況は様々であり、**その養成等の在り方が課題**

## 3. 具体的な方策

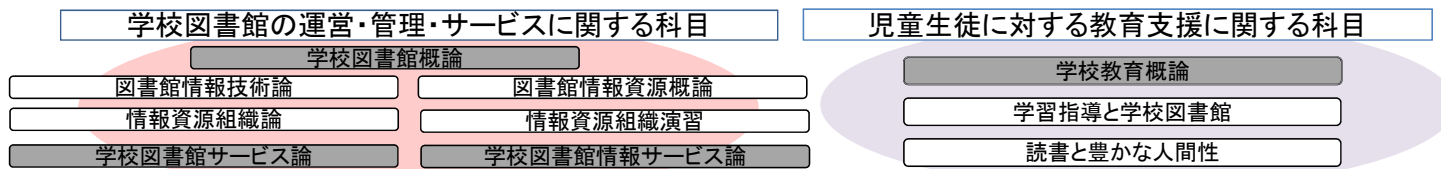
### ① 学校図書館ガイドラインの作成

- 学校図書館の整備充実を図るため、**学校図書館の運営上の重要な事項について**、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「**学校図書館ガイドライン**」を作成

|                    |                                  |
|--------------------|----------------------------------|
| (1) 学校図書館の目的・機能    | (読書センター・学習センター・情報センターとしての機能)     |
| (2) 学校図書館の運営       | (校長は学校図書館長としてリーダーシップを発揮、可能な限り開館) |
| (3) 学校図書館の利活用      | (児童生徒の読書活動や学習活動を充実)              |
| (4) 学校図書館に携わる教職員等  | (司書教諭と学校司書の連携・協力)                |
| (5) 学校図書館における図書館資料 | (新たなニーズへの対応、調和のとれた蔵書構成、適切な廃棄・更新) |
| (6) 学校図書館の施設       | (調べ学習等での利活用ができるよう施設を整備・改善)       |
| (7) 学校図書館の評価       | (外部の視点を取り入れ、評価結果等を公表)            |

### ② 学校司書のモデルカリキュラムの作成

- 学校司書の養成は現行の司書や司書教諭の養成と同様に大学及び短期大学において担うことが適切
- 学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの**専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等**を示す「**学校司書のモデルカリキュラム**」を作成



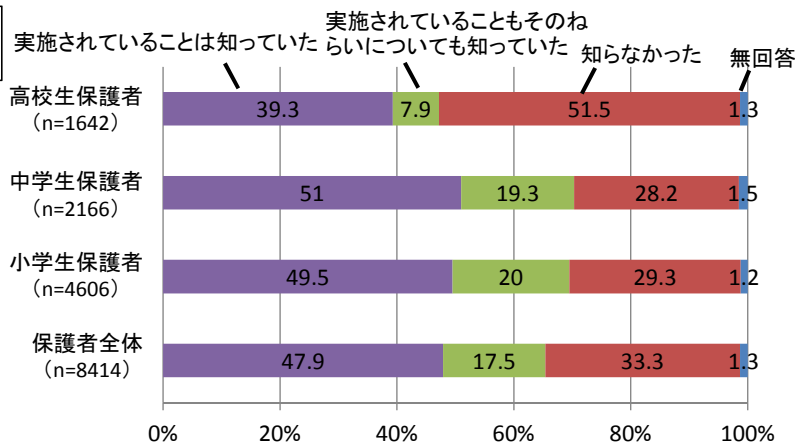
※ 網掛けの科目は学校司書の独自の科目、一部の科目は読み替えが可能

### ③ 今後求められる取組

- 国 → 学校図書館ガイドライン及び学校司書のモデルカリキュラムの周知や普及
- 教育委員会等 → 学校図書館ガイドラインを踏まえた学校図書館の充実に向けた施策の推進

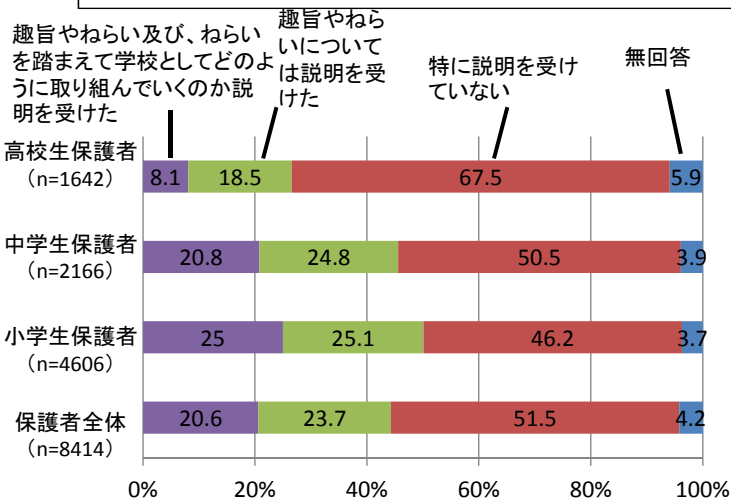
## 周知・広報の必要性

### 新しい学習指導要領の認知(保護者)

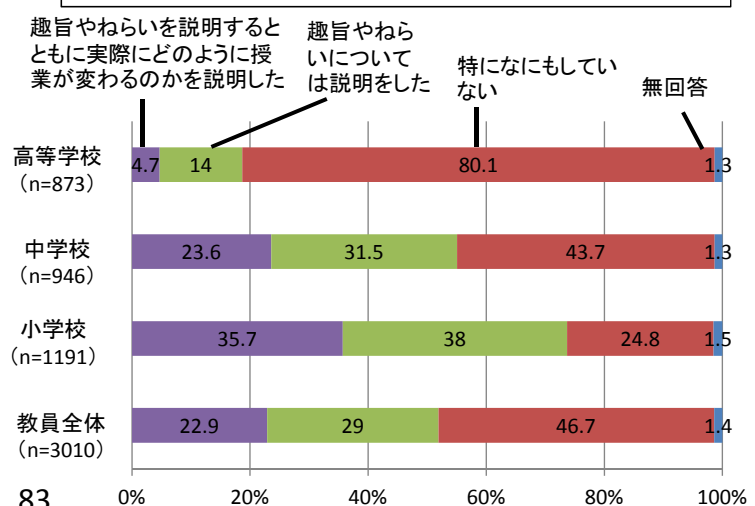


(出典) 学校教育に関する意識調査(小・中学校平成15年6月、高等学校平成16年2月実施)

### 新しい学習指導要領についての説明を受けたか(保護者)



### 新しい学習指導要領についての説明を行ったか(教員)





# 次期学習指導要領改訂に向けて



最近よく「アクティブ・ラーニング」という言葉が出てるけど…。グループでの話し合いはいつもやってます！何か新しい手法なの？

「カリキュラム・マネジメント」…。マネジメントするのは管理職でしょ。



## その疑問に お答えします！

- 教育課程特別部会における論点整理について(報告)

論点整理

検索

- 次期学習指導要領改訂へ向けた解説動画  
【文部科学省動画チャンネル】

学習指導要領改訂 解説動画

検索

社会に開かれた  
教育課程

育成すべき  
資質・能力の  
明確化

カリキュラム・  
マネジメント  
の充実

「論点整理」  
～新しい学習指導要領  
が目指すべき姿～

アクティブ・  
ラーニング  
の視点から  
の学習・指  
導方法の  
改善



私たちが社会で活躍する2030年頃の  
社会ってどうなっているんだろう？

- 人工知能の進化やグローバル化など、社会の変化が加速度的となり、未来を予測することが困難な時代です。
- 社会がどのように変化しても、多様な人々とのつながりを保ちながら自らの人生を切り拓き、新たな価値を生み出しながら持続可能な社会を創造していくことが重要になります。

学校教育の役割  
とは？

「論点整理」では、新しい学習指導要領が目指すべき姿を示しています。「社会に開かれた教育課程」の理念の実現へ向けて、「カリキュラム・マネジメント」の充実など、今からでも実施できることについてはぜひ取り組んでいきましょう。

(参考資料)

# 法令上定められている教育の目的・目標について

## 教育の目的(基本法1)

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

## 教育の目標(基本法2)

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養う。
- 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う。
- 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う。
- 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う。
- 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。

## 幼児教育

### 幼児教育の目的

(学教法22)  
義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する。

### 幼児教育の目標

- (学教法23)
- 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る。
  - 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養う。
  - 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養う。
  - 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う。
  - 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養う。

## 義務教育

### 義務教育の目的(基本法52)

各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う。

### 義務教育の目標(学教法21)

- ①自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う
- ②生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う
- ③伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う
- ④家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養う
- ⑤読書に親しめ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養う
- ⑥生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養う
- ⑦生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養う
- ⑧健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図る
- ⑨生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養う
- ⑩職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養う

### 小学校教育の目的(学教法29)

心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施す。

### 中学校教育の目的(学教法45)

小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施す。

### 中等教育学校の目的(学教法63)

小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施す。

### 中等教育学校の目標(学教法64)

- ①豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う
- ②社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させる
- ③個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養う

### 学力の3要素(学教法30②:小学校、49:中学校、62:高等学校、70:中等教育学校)

前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

## 特別支援学校の目的(学教法72)

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける。

86

## 後期中等教育 (高校など)

### 高校の目的(学教法50)

中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施す。

### 高校の目標(学教法51)

- ①義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う
- ②社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させる
- ③個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養う

## 高等教育 (大学など)

### 大学の目的

(学教法83)  
学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる。

### 大学院の目的

(学教法99)  
学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する。

### 高等専門学校の目的

(学教法115)  
深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する。

### 専修学校の目的

(学教法124)  
職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。

## 第2期教育振興基本計画 第1部 総論 概要 ～我が国の危機回避に向けた4つの基本的方向性～

※教育振興基本計画:教育基本法第17条第1項に基づき政府が策定する。教育の振興に関する総合計画(第2期計画期間:平成25～29年度)

## 教育行政の4つの基本的方向性

⇒ 改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理(次頁参照)。

## 1. 社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～  
→ 「教育成果の保証」に向けた条件整備

## 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～  
→ 創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力・コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成

## 3. 学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～  
→ 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保

## 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～  
→ 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

## 我が国を取り巻く危機的状況

### 相互に関連

#### ○少子化・高齢化の進展

- ・生産年齢人口の減少(2060年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少するうち4割が65歳以上の高齢者。)
- ・経済規模縮小、税収減、社会保障費の拡大
- 社会全体の活力低下

#### ○グローバル化の進展

- ・人・モノ・金・情報等の流動化
- ・「知識基盤社会」の本格的到来
- ・新興国の台頭等による国際競争の激化
- ・生産拠点の海外移転による産業空洞化
- 我が国の国際的な存在感の低下

#### ○雇用環境の変容

- ・終身雇用・年功序列等の変容
- ・企業内教育による人材育成機能の低下
- 失業率、非正規雇用の増加

#### 一方で...

#### 【我が国の様々な強み】

- 多様な文化・芸術や優れた感性
- 勤労性・協調性、思いやりの心

東日本大震災により一層の顕在化・加速

#### ○地域社会、家族の変容

- ・地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下
- ・価値観・ライフスタイルの多様化
- 個々人の孤立化、規範意識の低下

#### ○格差の再生産・固定化

- ・経済格差の進行→教育格差→教育格差の再生産・固定化(同一世代内、世代間)
- 一人一人の意欲減退、社会的不安定化

#### ○地球規模の課題への対応

- ・環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な地球規模の課題に直面しており、かつてのような物質的豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが必要。

## 【震災の教訓(危機打開に向けた手掛かり)】

- 諦めず、状況を的確に捉え自ら考え行動する力
- イノベーションなど未来志向の復興、社会づくり
- 安心して必要な力を身に付けられる環境
- 人々や地域間、各国間に存在するつながり、人と自然との共生の重要性

## 【第1期計画の評価】

### ○第1期計画で掲げた「10年を過ぎて目指すべき教育の姿」の達成はまだまだ遠上。

- ・様々な取組を行ったが、学習意欲・学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内向き志向、規範意識・社会性等の育成など依然として課題が存在。
- ・一方、コミュニティの協働による課題解決や教育格差の問題など新たな視点も浮上。
- 背景には、「個々人の多様な強みを引き出すという視点」「学校段階間や学校・社会生活間の接続」「十分なPDCAサイクル」の不足など

## 今後の社会の方向性

⇒ 「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築

## 創造

自立・協働を通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会

## 自立

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくことのできる生涯学習社会

## 協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会

87



子どもから大人まで

発達段階、学校段階の特質に応じた育成

「キー・コンピテンシー」(平成11年～14年OECD「能力の定義と選択」(DeSeCo)プロジェクト)

- ・OECDが主導し、多数の加盟国が参加したプロジェクトで国際的合意。(生徒の学習到達度調査(PISA)(3年ごと)や、国際成人力調査(PIAAC)(5年ごと)で、これらの能力の一部に関する各国の状況を測定)
- ・グローバル化と近代化により、多様化し、相互につながった世界において、人生の成功と正常に機能する社会のために必要な能力。

①～③の核となる  
「考える力」

- ①言語や知識、技術を相互作用的に活用する能力:「言語、シンボル、テキストを活用する能力」「知識や情報を活用する能力」「テクノロジーを活用する能力」
- ②多様な集団における人間関係形成能力:「他人と円滑に人間関係を構築する能力」「協調する能力」「利害の対立を御し、解決する能力」
- ③自律的に行動する能力:「大局的に行動する能力」「人生設計や個人の計画を作り実行する能力」「権利、利害、責任、限界、ニーズを表明する能力」

「総合的な「知」」(平成20年中教審答申(新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～への構築型社会の構築を目指して～(答申))

- ・「知識基盤社会」の時代において、様々な変化に対応していくために必要な力。狭義の知識や技能のみならず、自ら課題を見つけ考える力、柔軟な思考力、身に付けた知識や技能を活用して複雑な課題を解決する力、他者との関係を築く力、豊かな人間性など。

幼児教育、義務教育、高校教育

「生きる力」

(平成8年中教審答申(21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第一次答申)))  
(別紙参考1・2)  
・国際化や情報化の進展など、変化が激しい時代において、いかに社会が変化しようとする必要能力。「知・徳・体のバランスの取れた力」と定義。

※学校教育法において、①基礎的な知識・技能、②これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、③主体的に学習に取り組む態度と具体化。

①確かな学力

基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しよう、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

②豊かな人間性

自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など

③健康・体力

たくましく生きるための健康や体力

大学

「課題探求能力」

(平成10年大学審議会答申(21世紀の大学像と今後の改革方策について-競争的環境の中で個性が輝く大学-(答申))  
・主体的に変化に対応し、自ら将来の課題を探索し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力

「学力力」(平成20年中教審答申(学士課程教育の構築に向けて(答申))

(別紙参考3)

①知識、理解

専門分野の基礎知識の体系的理解、他文化・異文化に関する知識の理解、人種・文化・社会と自然に関する知識の理解

②総合的な学習経験と創造的志向

獲得した知識・技能・態度等を総合的に利用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

③汎用的技能

コミュニケーションスキル、数量的スキル、情報リテラシー、論理的思考力、問題解決力

④態度、志向性

自己管理力、チームワーク、リーダーシップ、倫理観、市民としての社会的責任、生涯学習力

大学院

「大学院に求められる  
人材養成機能」

(平成17年中教審答申(新時代の大学院教育-国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて-(答申))

①創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等

②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人

③知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材

【検討の視点の例】

・これらの資質能力は、すべての人に求められるのか、特定の人に求められるものか。

また、学校教育のみで培うべきものか。もしくは、地域社会の生活との関わりにおいても培われるものか。  
・どのような政策が必要か。

社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行のための「基礎的・汎用的能力」

(平成23年中教審答申(今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)))(別紙参考4)

・「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」。

「イノベーション創出に向けて必要な資質」(平成19年閣議決定長期戦略指針「イノベーション25」)

・困難に立ち向かいそれを現実のものにしようとするチャレンジ精神」「既存の枠、常識にとらわれない、多くの価値観から生まれる高い志」。

「グローバル人材に必要な資質」(平成23年グローバル人材育成推進会議中間まとめ)

・「語学力・コミュニケーション能力」「主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感」「異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ」及び「幅広い教養と深い専門性、課題発見・解決能力、チームワークと(異質な者の集団をまとめる)リーダーシップ、公共性・倫理観、メディア・リテラシー」など。

(参考)上記のほか、これまで提言されてきた主な資質

社会参画の観点

人間力(平成15年人間力戦略研究会(内閣府))(別紙参考5)  
⇒「知的・能力的要素」「社会・対人関係力の要素」「自己制御的要素」の3つの要素で構成。

産業人材の観点

社会人基礎力(平成18年社会人基礎力に関する研究会(経済産業省))(別紙参考6)  
⇒①前に踏み出す力(アクション)【主体性、働きかけ力、実行力】②考え抜く力(シンキング)【課題発見力、計画力、想像力】  
③チームで働く力(チームワーク)【発進力、傾聴力、柔軟性、状況把握力、規律性、ストレスコントロール力】

## 2030年に向けた教育の在り方に関する 日本・OECD政策対話の成果について

(第1回:3月3日於パリ)

(概要)

- ・教育課程企画特別部会における学習指導要領改訂に向けた議論や、高大接続改革の方向性を紹介。

- ・OECD側からは、PISAの好成績で満足してしまう国も多い中、日本が更に次のステップに進もうとしていることや、現在取り組んでいる学習指導要領改訂・高大接続改革の方向性について、国際的に見ても大きな改革であり素晴らしいことであると賛辞。

(主な意見)

- － PISA 2018で調査対象となる「グローバル・コンピテンス」など、これからの時代に求められる能力や、カリキュラムデザインの在り方については、日本の知見も生かし共に検討していきたい。また、新たな評価手法等についてはOECD側の技術や知見に基づく協力を惜しまない。
- － カリキュラム・デザイン・センターの作成した図にある3つの概念(①何を知っているかという「知識」、②知っていることをどう使うかという「スキル」、③社会の中でどのように関わっていくかという「人格・性格」)及びそれを包含するメタ認知は、日本の学習指導要領改訂が目指しているアプローチと近いと思う。一つの面だけではなく、3つの面を立体的に捉えどう統合していくかが、まさにカリキュラムデザインである。



(第2回:6月29日於東京)

(概要)

- ・我が国が推進する、学習指導要領改訂や高大接続改革等の教育改革の取組、これらの実施を担保するための教育投資の在り方の検討状況等について共有。
- ・OECDからは、我が国の社会ニーズに応えた、将来志向のカリキュラム改革の取組等について高い評価がなされ、Education 2030を通じた国際貢献について、改めて期待を表明。

(主な意見)

- － 人間性(Character)、社会的スキル(Social Skill)を重視したカリキュラムを策定する必要がある。
- － 日本の教員は、子供の人間性の涵養等、他国の教員に比べてより幅広い役割を担っており、他国にとってのモデルとなる。
- － アクティブ・ラーニングと知識量のバランス、習得すべき主要な概念・知識と、それ以外の事実に基づく知識を構造的に捉える必要がある。
- － 日本は「総合的な学習の時間」、「特別活動」により先導し高い評価。各教科の能力を着実に習得し、「総合的な学習の時間」を通じて実社会で生きる力に高めている。

90

## 日本・OECD共同イニシアチブ・プロジェクト

- グローバル化・少子高齢化等の時代の変化を乗り越え、新しい時代を切り拓いていくために必要な資質・能力を子供たちに育むための新たな教育モデルを日本・OECD共同で開発し、我が国のみならず、課題を共有する諸外国と共有し、各国における学校教育の革新等に寄与することを目的として実施するもの。
- 本プロジェクトは、日本・OECD間のバイラテラルな枠組みのもとで、以下の具体的な事業を通じて実施する。

### 政策対話

新しい時代にふさわしいカリキュラムや授業の在り方、アクティブ・ラーニングをはじめとした学習・指導方法、学力評価の在り方等に関して、文部科学省・OECD双方のハイレベルスタッフにより意見交換を行う政策対話を実施し、本プロジェクトに包括的な方向付けを与えることとする。

### 共同研究

日本側は東京学芸大学を主な主体として、日本・OECD共同で、教育方法や、OECDが有する様々なノウハウ・データの調査研究等を通じて、学校現場の教育革新に資する成果の創出を目指す。

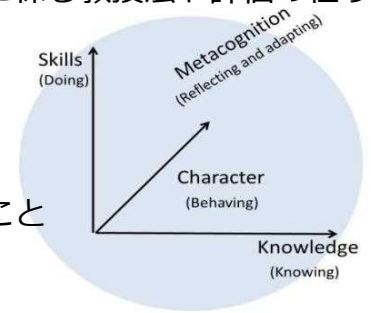
### 地域創生イノベーションスクール2030

OECD東北スクール事業の成果の上に、課題解決や国際性涵養等に資する学習内容・方法の学校現場への普及を実践的に検証する事業として、文部科学省、OECD、中学・高校・高専・大学のネットワークが共同で実施することを目指す。

# Education 2030プロジェクトのマルチでの議論の目的・枠組み

- 2030年に向けて育成していかなければならないキー・コンピテンシーについて、「Knowledge, Skills, Attitudes and Values」等の視点から改訂を行い、各国の政策立案をサポートするために行うもの。日本・OECD共同イニシアチブ・プロジェクトの成果を元しつつ、当面2015年から2018年の4年間での実施を予定しており、2019年以降については、キー・コンピテンシーに係る教授法や評価の在り方等について、引き続き検討がなされる予定。
- Education 2030の目的は、以下の3つ。
  - A. 教育に関するより長期的な議論を促進すること
  - B. 将来、幸福な生活を送りながら社会にも貢献できる人材に求められる「Knowledge, Skills, Attitudes and Values」等を特定し、再定義すること
  - C. 長期的な政策に必要な共通のConceptual Frameworkを作ること
- 現在検討されている分析のframework は以下の5つの側面に焦点を当てることとしている。
  1. (社会経済分析) 将来の予測が困難な2030年の時代に適応していくために子供達に求められるKnowledge等はどうのようなものか
  2. (教育政策分析) 現在の政策やカリキュラムによって形成されているKnowledge等と、将来必要なそれとのギャップはどうのようなものか
  3. (制度分析) 保護者や地域コミュニティ、自治体、大学等との連携のような学校外での学習や教育実践を組織化していくためのインセンティブ、ディスインセンティブにはどのようなものがあるか
  4. (学習・教授分析) 新たに必要となる学習、指導の方法とはどのようなものか
  5. (過程分析) 良い教育の実現のために、1～4それぞれがどのように関連し合っているか

※ このプロジェクトは、①非公式ワーキンググループ、②OECD事務局、③各国の専門家・研究者、④教員団体等の関係団体、の参画を通じて実施。  
OECDとしては、現在、各国に対して当プロジェクトへの参加を呼びかけているところ。



92

## 国際バカロレア（IB）の学習者像

（出典）国際バカロレア機構HP「IB Learner Profile」より文部科学省作成（2014/11/20アクセス）

すべてのIBプログラムは、国際的な視野をもつ人間の育成を目指しています。人類に共通する人間らしさと地球を共に守る責任を認識し、より良い、より平和な世界の構築に貢献する人間を育成します。IBの学習者として、私たちは次の目標に向かって努力します。

IBの学習者として、私たちは次の目標に向かって努力します。

### 探究する人

私たちは、好奇心を育み、探究し研究するスキルを身につけます。ひとりで学んだり、他の人々と共に学んだりします。熱意をもって学び、学ぶ喜びを生涯を通じてもち続けます。

### 心を開く人

私たちは、自己の文化と個人的な経験の真価を正しく受け止めると同時に、他の人々の価値観や伝統の真価もまた正しく受け止めます。多様な視点を求め、価値を見だし、その経験を糧に成長しようと努めます。

### 知識のある人

私たちは、概念的な理解を深めて活用し、幅広い知識を探究します。地域社会やグローバル社会の重要な課題や考えに取り組みます。

### 思いやりのある人

私たちは、思いやりと共感、そして尊重の精神を示します。人の役に立ち、他の人々の生活や私たちを取り巻く世界を良くするために行動します。

### 考える人

私たちは、複雑な問題を分析し、責任ある行動をとるために、批判的かつ創造的に考えるスキルを活用します。率先して理性的で倫理的な判断を下します。

### 挑戦する人

私たちは、不確実な事態に対し、熟慮と決断力をもって向き合います。ひとりで、または協力して新しい考えや方法を探究します。挑戦と変化に機知に富んだ方法で快活に取り組みます。

### コミュニケーションができる人

私たちは、複数の言語やさまざまな方法を用いて、自信をもって創造的に自分自身を表現します。他の人々や他の集団のものの見方に注意深く耳を傾け、効果的に協力し合います。

### バランスのとれた人

私たちは、自分自身や他の人々の幸福にとって、私たちの生を構成する知性、身体、心のバランスをとることが大切だと理解しています。また、私たちが他の人々や、私たちが住むこの世界と相互に依存していることを認識しています。

### 信念をもつ人

私たちは、誠実かつ正直に、公正な考えと強い正義感をもって行動します。そして、あらゆる人々がもつ尊厳と権利を尊重して行動します。私たちは、自分自身の行動とそれに伴う結果に責任をもちます。

### 振り返りができる人

私たちは、世界について、そして自分の考えや経験について、深く考察します。自分自身の学びと成長を促すため、自分の長所と短所を理解するよう努めます。

この「IBの学習者像」は、IBワールドスクール(IB認定校)が価値を置く人間性を10の人物像として表しています。こうした人物像は、個人や集団が地域社会や国、そしてグローバルなコミュニティの責任ある一員となることに資すると私たちは信じています。



OECDにおいて、単なる知識や技能ではなく、人が特定の状況の中で技能や態度を含む心理社会的な資源を引き出し、動員して、より複雑な需要に応じる能力とされる概念。

## 【キー・コンピテンシーの3つのカテゴリー】

### 1. 社会・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する能力

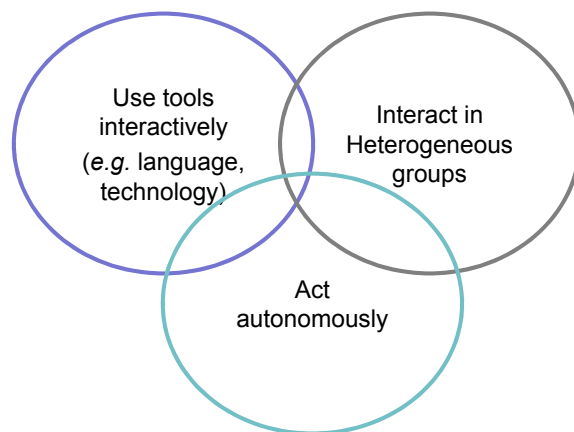
- A 言語、シンボル、テキストを相互作用的に活用する能力
- B 知識や情報を相互作用的に活用する能力
- C テクノロジーを相互作用的に活用する能力

### 2. 多様な社会グループにおける人間関係形成能力

- A 他人と円滑に人間関係を構築する能力
- B 協調する能力
- C 利害の対立を御し、解決する能力

### 3. 自律的に行動する能力

- A 大局的に行動する能力
- B 人生設計や個人の計画を作り実行する能力
- C 権利、利害、責任、限界、ニーズを表明する能力



○ この3つのキー・コンピテンシーの枠組みの中心にあるのは、個人が深く考え、行動することの必要性。

深く考えることには、目の状況に対して特定の定式や方法を反復継続的に当てはめることができる力だけでなく、変化に対応する力、経験から学ぶ力、批判的な立場で考え、行動する力が含まれる。

(出典) OECD “Definition and Selection of Competencies (DeSeCo)” を参考に文部科学省作成  
94

## PISA 2015 及び PISA 2018 で測定する力

3分野（数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシー）に加え、以下の能力についても調査。

### 1. PISA 2015

#### 協同問題解決能力

*Collaborative problem solving competency is the capacity of an individual to effectively engage in a process whereby two or more agents attempt to solve a problem by sharing the understanding and effort required to come to a solution and pooling their knowledge, skills and efforts to reach that solution.*

仮訳：協同問題解決能力とは、2人以上の行為者が、問題を解決するために必要な理解や努力を共有し、その解決に至る知識・技術・努力をプールすることによって、問題を解決するプロセスに効果的に関わろうとする個人の能力。

#### 含まれる3つのコンピテンシー

1. *Establishing and maintaining shared understanding;*  
理解の共有を確立し、維持する
2. *Taking appropriate action to solve the problem;*  
問題を解決するために適切な行動を起こす
3. *Establishing and maintaining team organization.*  
チームの組織を設置し、維持する

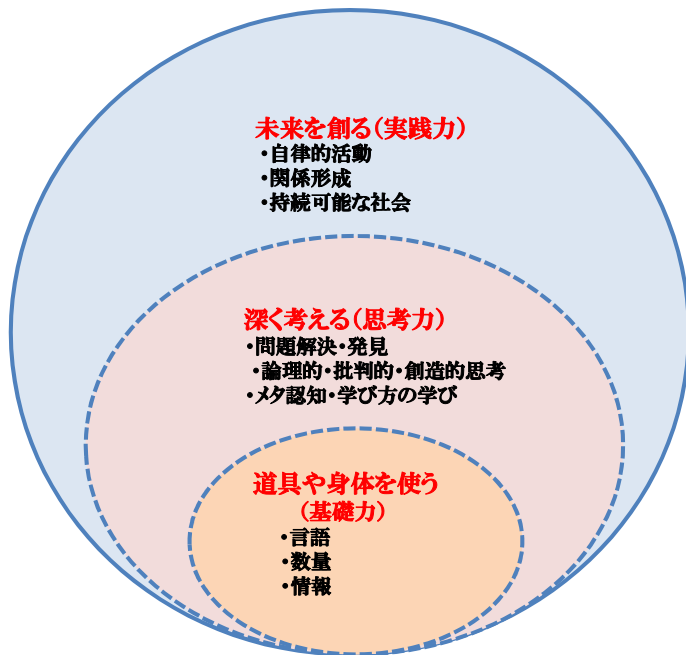
### 2. PISA 2018

#### グローバルコンピテンス

(詳細は現在検討中)  
95

(出典: PISA 2015 Draft Collaboration Problem Solving Framework, OECD)

①思考力を中核とし、それを支える②基礎力と、使い方を方向づける③実践力の三層構造



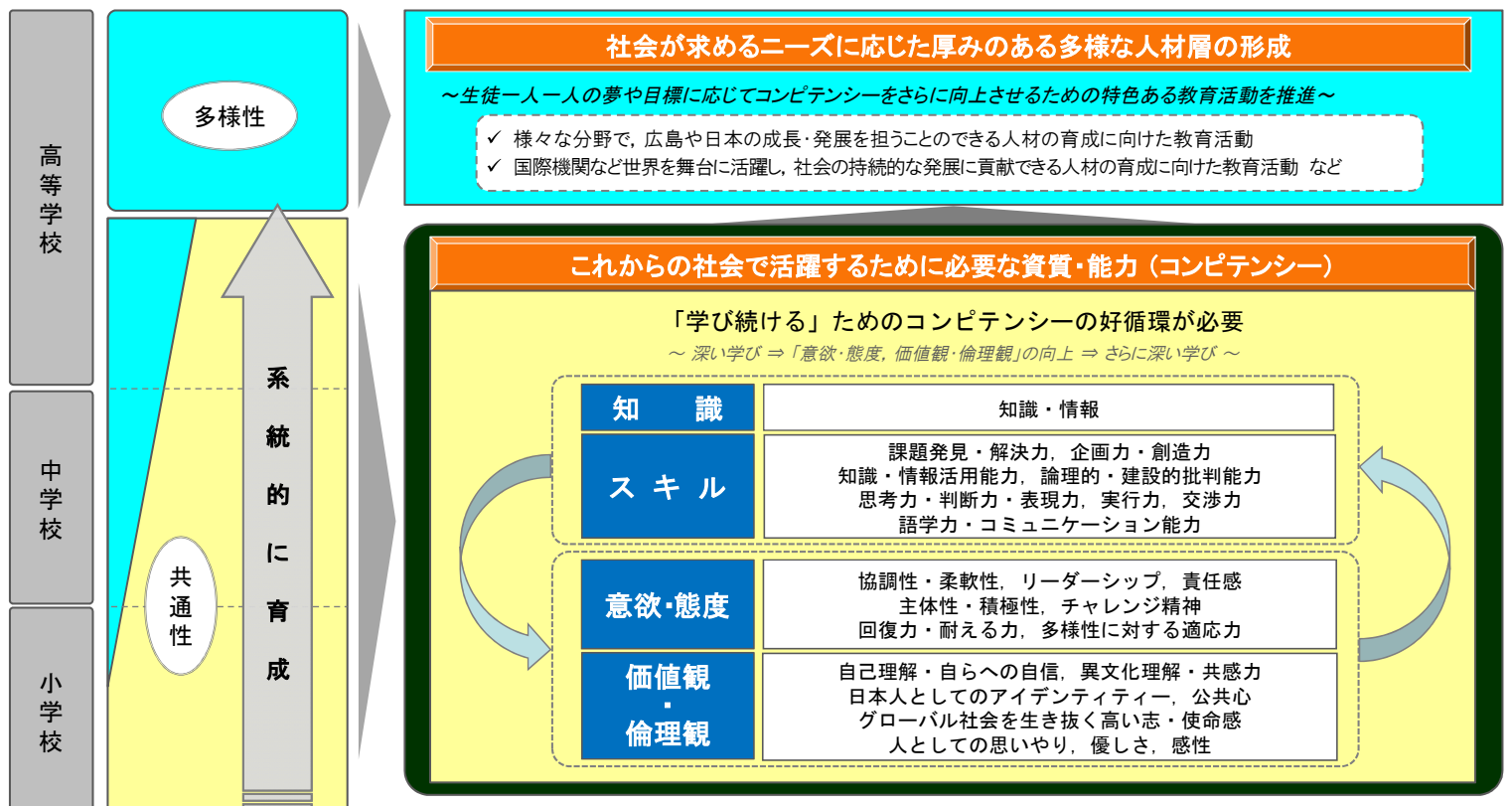
| 求められる力        | 具体像（イメージ）                                                           |
|---------------|---------------------------------------------------------------------|
| 未来を創る（実践力）    | 生活や社会，環境の中に問題を見だし，多様な他者と関係を築きながら答えを導き，自分の人生と社会を切り開いて，健やかで豊かな未来を創る力  |
| 深く考える（思考力）    | 一人一人が自分の考えを持って他者対話し，考えを比較吟味して統合し，よりよい答えや知識を創り出す力，さらに次の問いを見つけ，学び続ける力 |
| 道具や身体を使う（基礎力） | 言語や数量，情報などの記号や自らの身体を用いて，世界を理解し，表現する力                                |

96

（国立教育政策研究所，2013，p.26 一部編集）

育成を目指す資質・能力を整理している地域の例（広島県）

平成27年3月11日第3回教育課程企画特別部会における発表資料より



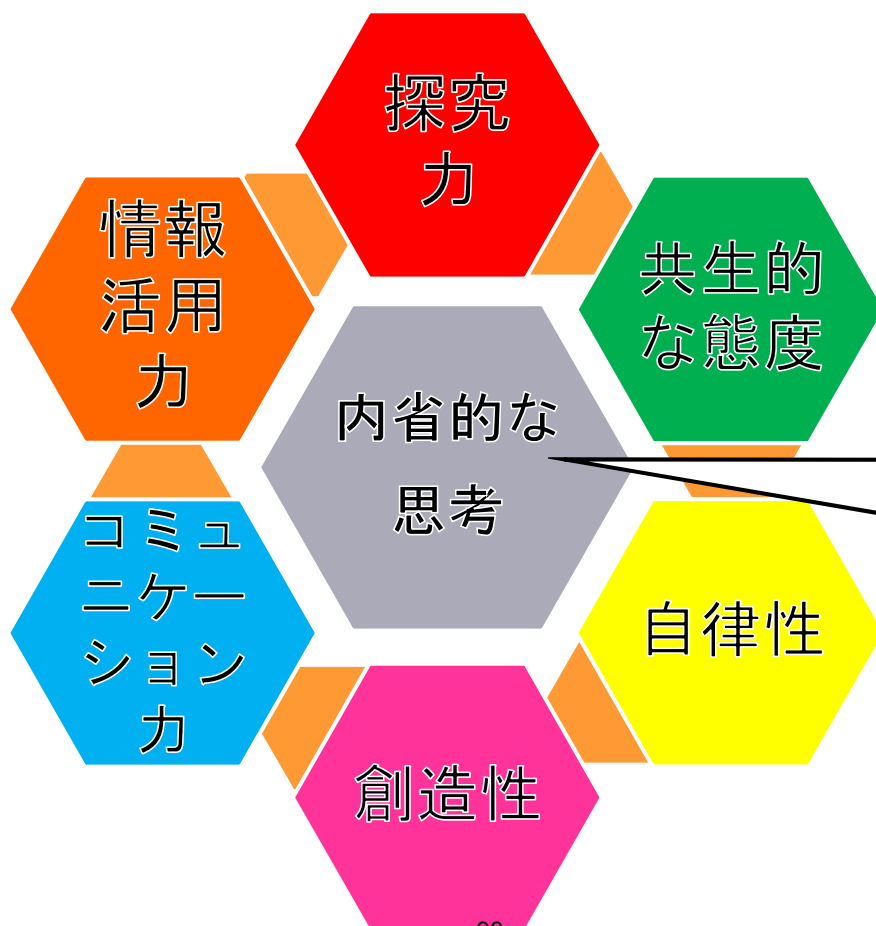
※コンピテンシーとは・・・グローバル化と近代化により、多様化し、相互に繋がった世界を生き抜くために必要な能力で、単なる知識や技能だけでなく、態度などを含む様々な資質・能力を活用して、複雑な要求（課題）に対応することができる実践的な力

〔参考：H20.1中央教育審議会答申〕

高等学校の教育課程の枠組みは、高校生の興味・関心や進路等の多様性を踏まえ、必要最低限の知識・技能と教養を確保するという「共通性」と、学校の裁量や生徒の選択の幅の拡大という「多様性」のバランスに配慮する必要がある

6つの資質・能力及びその自覚化を促す「内省的な思考」

平成27年2月12日第2回  
教育課程企画特別部会に  
おける発表資料より作成

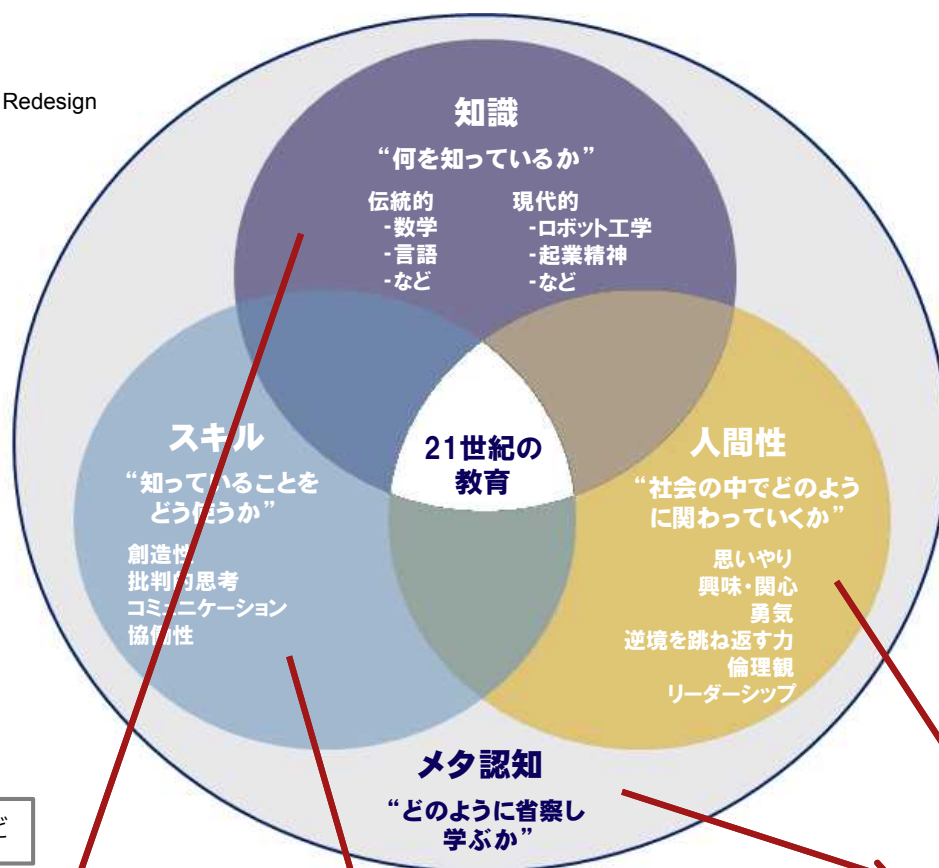


98

カリキュラム・デザインのための概念と、「学力の三要素」の重なり

第2回政策対話資料  
抜粋（和訳版）

（図）Center for Curriculum Redesign



学校教育法30条2項など

個別の知識・技能

思考力・判断力・表現力等

主体性・多様性・協働性  
学びに向かう力  
人間性 など

99